平成２４年（フ）第１９２号
宮崎市宮崎駅東２丁目４番地14　ヴィラージュＭⅢ402号
破産者　黒木　一昭
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
宮崎県日向市大字財光寺750番地２
破産者　松葉　裕子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４号
栃木県那須郡那珂川町小川2752番地１
破産者　吉澤　伸郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４７号
三重県度会郡大紀町永会2506番地１
破産者　亡清水盈一相続財産
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８７号
三重県松阪市駅部田町1048番地６、開始決定時の住所三重県松阪市塚本町２番地５
破産者　刀根　則義
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第９２号
三重県多気郡多気町色太1663番地、開始決定時の住所三重県松阪市虹が丘町67番地７
破産者　野呂　文夫
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３０３号
三重県桑名市新西方２丁目255番地　いこい北101号
破産者　近藤　　正
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
三重県桑名市大字上深谷部1731番地１
破産者　名和野千枝子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７９０３号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番14号八光ビル
破産者　株式会社近畿産商
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５６号
大阪府松原市小川４丁目16―２、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市小川４丁目９番12号
破産者　有限会社萩鋼材
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県宝塚市小林２丁目10番17号
破産者　チトセファーマシー株式会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８１号
兵庫県西宮市田代町19番13号
破産者　有限会社西宮聖文舎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県西宮市津門大箇町９番17号
破産者　祥晃印刷有限会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２６号
北海道岩見沢市栗沢町本町83番地
破産者　エイチティー．株式会社
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６８号
金沢市八日市出町900番地
破産者　株式会社ジム
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
京都市西京区大枝塚原町３番地
破産者　有限会社紀元丸久製材所
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３７号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1751番地グリーンハイツマツウラ、前住所山形県東置賜郡川西町大字時田2064番地
破産者　齋藤　照子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２７６１号
愛知県尾張旭市三郷町中井田98番地１
破産者　植田　充宏
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９９号
名古屋市緑区太子１丁目298番地
破産者　中島由美子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部